

公布された条例のあらまし

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料の追加  
旅館業法に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請について、旅館業を譲渡する場合の手数料を次のとおり徴収することとした。
  - (1) 手数料額 七、四〇〇円
  - (2) 徴収時期 承認申請のとき。
- 2 施行期日  
規則で定める日から施行することとした。

◇興行場法施行条例の一部を改正する条例

- 1 興行場営業の譲渡に係る許可申請手続の廃止  
興行場法の改正に伴い、興行場営業を譲り受けた者は営業者の地位を承継し、知事に届出を行うこととなったため、興行場営業の譲渡に係る許可申請手続を廃止することとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
  - (1) 規則で定める日から施行することとした。
  - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 清純な施設環境を保持すべき施設等
  - (1) 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が旅館業を譲渡する場合において、清純な施設環境を保持すべき施設として条例に規定する施設は、旅館業の営業の許可を受ける場合と同じ施設とすることとした。
  - (2) 営業者が旅館業を譲渡する場合において、清純な施設環境を保持すべき施設として条例に規定する施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にあ

る当該旅館業の施設につき譲渡及び譲受けの承認を与えるときに、知事が意見を求めなければならぬ者は、旅館業の営業の許可を受ける場合と同じ者とする事とした。

2 その他所要の規定の整備を行う事とした。

3 施行期日

規則で定める日から施行することとした。